

恵庭駅西口土地区画整理審議会委員の選挙(改選)について

はじめに

平素より、恵庭駅西口周辺のまちづくりにご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
市等の公共団体が行う土地区画整理事業は、土地区画整理法により土地区画整理審議会の設置が義務付けられています。

恵庭市では、平成24年4月に恵庭駅西口土地区画整理審議会が設置され、仮換地の指定などに対する協議等を行ってきましたが、平成29年3月をもって任期が終了することから、今回選挙が行われることとなりました。



審議会選挙の日程と内容

審議会委員選挙の日程は次のとおりです。

選挙人名簿の縦覧 平成29年2月24日（金）から3月10日（金）

- 縦覧時間 午前8時45分から午後17時15分まで ●縦覧場所 恵庭市役所建設部都市整備課
- ・審議会委員選挙の選挙人名簿を縦覧します。
- ・名簿に記載もれや、誤りがないか、確認していただきます。
(名簿に記載されていない方は、選挙権(投票)及び被選挙権(立候補)が行使できません。)
- ・記載もれや誤りがある場合は、この縦覧期間中に異議の申出をすることができます。

立候補の受付 平成29年3月28日（火）から4月7日（金）

- 受付時間 午前8時45分から午後17時15分まで ●受付場所 恵庭市役所建設部都市整備課

候補者の公告 平成29年4月10日（月）

- ・審議会委員選挙の候補者の方の氏名、住所を公告します。
- ・届出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数（8名）を超えない場合は、投票及び開票はありません。

投票 平成29年4月17日（月）

- ・審議会選挙委員の投票を行います。

開票 平成29年4月17日（月）

- ・当選された方の氏名、住所は4月18日（火）に公告します。

審議会の構成、役割

●審議会は皆様の代表者で構成されます。

恵庭駅西口土地区画整理審議会の委員の定数は10人です。このうち、権利者(施行区域内の土地所有者及び借地権者)の皆様の中から選挙によって選出される委員の数は8人です。他の2人については、選挙によらないで土地区画整理事業について学識経験者を有する者の中から恵庭市長が選任します。なお、委員の任期は5年です。

●審議会は皆様の意見を事業に反映させるためのものです。

土地区画整理審議会は、市の諮問機関として設置され、次のような役割があります。市では、皆様の代表者である審議会の同意や意見を聴きながら、事業を進めてまいります。

① 審議会の同意を得なければならない事項

- (1) 特別な宅地に関する措置をするとき。 (2) 評価員を選任するとき。 など

② 審議会の意見を聴かなければならない事項

- (1) 換地計画を作成しようとするとき (2) 換地計画に対する関係権利者の意見の内容を審査しようとするとき (3) 仮換地を指定しようとするとき など

●権利変動の届出について

土地についての権利変動が生じるときはあらかじめ、市役所まで届出をお願いします。

**** 審議会選挙についてのお問い合わせ、相談がございましたら下記までお願いいたします。 ****